

かながわ文化芸術振興計画の改定の骨子案について

1 改定の経緯

県では、文化芸術振興基本法の趣旨に則り、文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を平成20年7月に制定した。

条例に基づき、文化芸術の振興に関して、総合的・長期的な目標や施策の方向性を示すことを目的として、「かながわ文化芸術振興計画」を平成21年3月に策定し、その後、平成26年3月及び平成31年3月に改定を行い、現行計画を策定した。

この現行計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間としており、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、改定を行う。

2 現行計画の主な内容

現行計画では、本県の目指すすがたを、「真にゆとりと潤いの実感で
きる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の
発展」の2つの基本目標として掲げている。その実現に向け、条例に掲
げる16の基本施策を、「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活
用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」
の3つの事項に整理し、施策体系として示している。

3 改定の概要

ア 計画の性格

条例第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画である。

また、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進
基本計画」となるものでもある。

イ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

ウ 改定の背景

平成31年3月の現行計画策定時以降、本県の文化芸術を取り巻く状
況には、次のような変化が生じている。

- (ア) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、官民一体となってオール神奈川で盛り上げてきた文化プログラムや文化芸術振興の取組をレガシーとして継承し、地域の活性化につなげていく必要がある。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、県民は文化芸術に触れる機会を失い、文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受けた。このような状況下において、オンライン配信を積極的に活用することで、事業継続に取り組むとともに、新たな表現へとつながった。また、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されたところである。コロナ禍で大きく活動の制限を受けた文化芸術の一層の振興を図るため、民間の文化芸術活動を促進する必要がある。
- (ウ) 本県の合計特殊出生率は人口が安定的に維持される水準を大幅に下回っており、令和3年中の県人口は統計以来、初めて減少を記録するなど、まさに人口減少社会が到来した状況である。また、高齢化が進み、令和22年には県民の3人に1人が高齢者となると予測されている。地域の伝統文化が失われないよう保存、継承、活用の取組を進めるとともに高齢者をはじめ、あらゆる世代の人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が、引き続き求められている。
- (エ) 令和5年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定され、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題をもとに、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において推進する4つの中長期目標、7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されたことから、同計画を踏まえた対応が求められている。
- (オ) 令和4年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が制定され、今後策定する基本計画に定める施策として「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」が位置付けられたことから、同条例を踏まえた対応が求められている。

- (カ) 令和2年4月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化施設が、地域の観光関係事業者等と連携することにより、文化施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていくことが求められている。また、令和4年4月に博物館法が改正され、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力に向上に取り組むことが博物館の努力義務とされたことから、これらの法律を踏まえた対応が求められている。
- (キ) 少子化の進行や学校の働き方改革が進む中で、指導は教員が担うという学校の部活動の継続が困難になってきており、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が国から示された。学校と地域との連携・協働により、生徒の文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備することが求められている。
- (ク) 本県ではこれまでに本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結び、多文化理解や神奈川の特徴を生かした国際交流を推進するとともに、文化交流イベントの開催などを通じてベトナムとの交流の促進に取り組んできた。また、本県には東アジア諸国の外国籍県民も多く、これから先、さらに外国籍県民が増えていくことも予想され、一層の文化交流の推進が求められる。

エ 改定の方向性

条例に基づく現行計画の施策体系を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、現行計画の基本的な施策の3つの事項に沿って、次の5つの施策を、今後重点的に取り組むべき施策として整理する方向で検討を進める。それにより、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャーを推進し、あらゆる人の文化芸術活動を充実させ、共生社会の実現を後押しする。

- (ア) 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用
- (イ) 子ども・若者の文化芸術活動の充実等
- (ウ) 高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等
- (エ) 国際・観光分野との連携
- (オ) 文化芸術の振興を推進するための環境整備

4 今後の予定

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 令和5年8月 | 神奈川県文化芸術振興審議会にて改定素案を審議 |
| 9月 | 第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会にて改定素案を報告 |
| 10月 | 改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施、市町村へ意見照会 |
| 令和6年1月 | 神奈川県文化芸術振興審議会にて改定案を審議 |
| 2月 | 第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会にて改定案を報告 |
| 3月 | 計画を改定 |